

住民税（市・都民税）申告書の記入方法について

令和8年(2026年)度分 市民税・都民税 申告書

◎1月1日現在の住所、現住所、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号を記入してください。電話番号は日中に連絡がとれる番号（携帯電話可）を記入してください。

④ 収入金額等

⑤ 所得金額

⑥ 扶養親族等

⑦ 障害者控除

⑧ 特定親族特別控除

⑨ 医療費控除

1 所得から差し引かれる金額に関する事項

2 収入金額等

3 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年1月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・都民税の納税方法

6 扶養親族等

7 障害者控除

8 特定親族特別控除

9 医療費控除

- ① 各項目の収入金額を記入します。給与・公的年金等については、添付する源泉徴収票があれば支払金額の記入は不要です。それ以外の収入については、種類ごとの収入額を記入してください。
 - ② 給与及び公的年金等については、添付する源泉徴収票があれば所得金額の記入は不要です。それ以外の所得については、収入から必要経費を差し引いた金額を記入してください。給与及び公的年金等の所得以外は裏面の収支明細書も記入してください。
 - ③ 収入のなかった方は所得金額の合計欄（505行）に0を記入してください。
 - ④ 令和7年中に支払った社会保険料の金額を記入してください。福生市に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額がわからない方は申告時にお調べしますので、お申し出ください。国民年金保険料については市ではお調べできません。また、国民年金保険料については証明書の添付が必要です。
 - ⑤ 令和7年中に支払った生命保険料や地震保険料を記入してください。生命保険料は契約内容によって5種類、地震保険料は契約日により「旧長期損害保険料」と「地震保険料」があります。保険会社から送付された控除証明書を確認して当てはまるものに記入し、添付してください。
 - ⑥ 該当がある場合には記入してください。障害者の項目については障害者手帳等の写しの添付又は提示が必要です。また、勤労学生の項目については学生証等の証明書の写しの添付又は提示が必要です。
 - ⑦ 令和7年中の合計所得が58万円以下の生計を一にする配偶者を扶養として申告する場合には、配偶者の氏名・個人番号・障害の状況を記入してください。市役所で確認できない場合、障害者手帳等の写しの添付又は提示が必要です。なお、配偶者については合計所得が58万円を超えても一定金額までは配偶者特別控除の適用がありますので、その場合には配偶者合計所得欄を記入して、配偶者の所得を証明するものを添付してください。（注）
 - ⑧ 扶養親族を申告する場合には、令和7年中の合計所得が58万円以下の生計を一にする親族の氏名・個人番号・続柄・生年月日・障害の状況を記入してください。障害者の項目については障害者手帳等の写しの添付又は提示が必要です。なお、特定扶養親族については合計所得が58万円を超えても一定金額までは特定親族特別控除の適用がありますので、その場合には特親欄に○と、控除額欄に適用となる控除額（右記【参考】の一覧表参照）を記入して、特定親族の所得を証明するものを添付してください。（注）1
 - ⑨ 令和7年中に支払った医療費、及び保険金等により補填された金額をそれぞれ記入してください。医療費控除の明細書の添付が必要です。（注）2
- （注）1 海外に居住している親族を扶養とする場合には、令和6年度申告から法改正に伴い、必要書類や要件が変更となっています。詳細は右記担当までお問い合わせください。
- （注）2 医療費通知もしくは医療費控除の明細書の添付が必要になります。医療費控除の明細書については国税庁ホームページから出力してください。

●令和8年度の申告から電子化が始まりました

今年度の申告からスマートフォンまたはパソコンから、マイナンバーカードを利用して、「eLTAx（エルタックス）」のホームページ、マイナポータル及び市ホームページを経由して個人住民税の申告手続きが可能となります。詳細につきましては市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/procedure/tax/1020801.html>



●所得税の基礎控除の見直しや令和8年度から適用される個人住民税の税制改正に伴う住民税の申告について

令和7年分所得税から基礎控除の見直し等によって所得税がかからなくなった方、もしくは確定申告が不要となった方でも、扶養や控除の追加等を行うことで、住民税に影響があることから、住民税の申告を提出したほうが良い場合があります。

個人住民税についても、改正に伴い多くの変更点がございます。

・給与と所得控除の引き上げに伴う給与収入の非課税範囲

給与収入（年収）	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
～100万円	かからない	かからない	かからない	かからない
～103万円	かかる	かからない	かからない	かからない
～110万円		かかる	かかる	かからない
～160万円		かかる	かかる	かかる

※単身者（配偶者や子等を扶養していない方）の場合

・各扶養控除等に係る所得要件

扶養親族等の区分	改正前		改正後	
	合計所得金額	給与収入のみの場合	合計所得金額	給与収入のみの場合
扶養親族	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
同一生計配偶者	48万円以下	103万円以下	58万円以下	123万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	103万円超 201万5,999円以下	58万円超 133万円以下	123万円超 201万5,999円以下
ひとり親が有する生計を一にする子	48万円以下（注）	103万円以下	58万円以下（注）	123万円以下
勤労学生	75万円以下	130万円以下	85万円以下	150万円以下

（注）ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額になります。

・特定親族特別控除（新設）

対象となるのは配偶者及び事業専従者を除く、合計所得金額が58万円超123万円以下の19歳以上23歳未満の被扶養者を有する方です。控除額は下記一覧表を参照してください。
※特定親族特別控除額は住民税の適用額で所得税の額とは異なります。
※特定支出控除額の適用がある場合には、表の給与収入金額とは異なります。

親族等の合計所得金額（給与収入金額のみの場合）	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下（123万円超160万円以下）	45万円
95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）	41万円
100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）	31万円
105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）	21万円
110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）	11万円
115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）	6万円
120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）	3万円

・家内労働者の特例の最低保証額引き上げ

シルバー人材センターの分配金や検針員の報酬などを受けられている方で家内労働者の特例を受けられている場合、最低保証額が55万円から65万円に引き上げとなります。

上記のものも含め、個人住民税の税制改正について、詳細は下記の福生市ホームページをご参照ください。申告の要、不要については、表面左側にあるフローチャートをご参照ください。ご自身で判断がつかない場合、申告に必要な収入の書類（給与や年金の源泉徴収票等）と控除の証明書などをすべて手元にご用意の上、電話で担当までお問合せいただくか、市役所1階4番窓口まで資料をご持参ください。

〈所得税〉令和7年度税制改正 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

〈個人住民税〉税制改正について 福生市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/procedure/tax/1001819.html>

国税庁HP



福生市HP



●医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を受ける場合、医療費通知もしくは医療費控除の明細書の添付が必要になります。領収書のみでは適用できませんので、申告する場合にはご自身で事前にご用意の上、申告書に添付ください。医療費控除の明細書の様式については、国税庁ホームページから出力してください。

福生市 市民部 課税課 市民税係 〒197-8501 福生市本町5番地 電話:042-551-1610（直通）